



高山市エコ住宅新築及び エコリフォーム補助



国の住宅エコポイント制度の予約受け付けが終了したことに對して、
高山市では独自の補助を実施します。

対象工事

一定の要件を満たす市内の業者（個人事業者を含む）の施工によるエコ住宅の新築及びエコリフォーム工事

*一定の要件：施工業者が建設業の許可を受けた事業者の支店・営業所等の場合は、平成23年1月1日以前に法人設立（開設）申告書が市税務課で受理されていることが必要です。

エコ住宅の新築

省エネ基準(平成11年基準)を満たす住宅

エコリフォーム

①窓、ドアの断熱改修（内窓設置など） ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※①・②と併せて行うバリアフリー改修（手すりの設置など）、

省エネ設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽など）の設置
リフォーム瑕疵保険への加入も対象となります。



対象者

市民または法人（市内に住所を置くもの）

※原則として住宅の所有者か使用者で市税の滞納がないことが条件です。

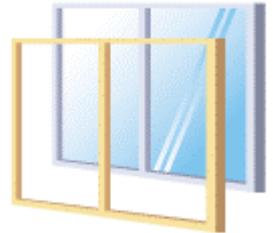
補助額

対象工事に係る経費（消費税を含む額）の1/3以内の額
限度額は以下のとおり

エコ住宅の新築 225,000円

（※太陽熱利用システム設置の場合は255,000円）

エコリフォーム 450,000円



注) 既に住宅エコ推進補助を限度額までご利用された方は補助の対象となりません。

対象工事期間

エコ住宅の新築

平成23年10月21日から平成25年3月31日までに建築着工したもの

エコリフォーム

平成23年11月21日から平成25年3月31日までに工事着手したもの

申請受付

平成24年10月1日 から 平成26年3月31日 まで

※申請書の提出は、工事完了後となります。

申請の際には、補助金交付申請書の他に、エコ住宅の新築の場合は住宅性能証明書、エコリフォームの場合は工事証明書、使用した窓等の性能を証明できる書類等の添付が必要になります。

詳しくは下記までお問い合わせください。